

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和元年7月30日 00時15分ごろ
発生場所	山口県長門市青海島南西方沖 王子鼻灯台から真方位270° 1.45海里付近 （概位 北緯34°24.0′ 東経131°10.0′）
インシデントの概要	漁船第二金丸は、帰航中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年8月14日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二金丸、1.4トン
船舶番号、船舶所有者等	YG3-55357（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、漁を終えて帰航中、主機が停止して運航不能となり、船長が、主機を点検したものの原因が分からず、海上保安庁に救助を要請し、巡視艇にえい航されて帰港した。 本船は、帰港後、船長が、燃料油不足で主機が停止したのかもしれないと思い、燃料油を補給して主機を始動させたところ、主機が正常に運転した。 船長は、燃料油がまだあると思い、燃料油タンクの残油量を確認しないで出漁した。
分析	本船は、船長が燃料油タンクの残油量を確認しないまま出漁し、帰航中に燃料油がなくなったことから、主機が停止して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、船長が燃料油タンクの残油量を確認しないまま出漁し、帰航中に燃料油がなくなったため、主機が停止して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、出港する際、燃料油タンクの残油量を必ず確認すること。